

Title	農曆七月の台湾農村(公普, 搶孤) : 民衆道教の周辺(その五)
Sub Title	Taiwanese villages in the Seventh moon
Author	可見, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.3 (1976. 4) ,p.45(213)- 61(229)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760400-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農曆七月の台灣農村（公普、搶孤）

— 民衆道教の周辺（その五） —

可 児 弘 明

先に小稿『台灣の一漁村』において、漁家經濟と資本投下のしくみを通じ、台灣漁村では素朴な形態ながら各種の保険的処置が講じられていること、ならびにそれを裏づける社会的条件として族外との合作事業に習熟しており、かつ合作強化上に民間信仰的な民衆道教が機能していることなどを指摘した。⁽¹⁾ 族外との親密な社会的関係は台灣農村部においても認められるところであつて、続いて本稿では農曆七月に例をかり、農村部においても自村外の友人、婚族との社会的連繫が強く意識されている様相を明らかにし、かつその連繫が祭礼時の「互相拝訪」によつて常日頃から涵養されている事実を観察してみる。

旧七月は「普渡」の月である。普渡は醮に附隨して隨時行われるものであるが、旧七月には定期的に年中行事の形で行われる。旧七月の普渡は冥界の孤魂（孤鬼、好兄弟、無縁仏）を饗應するためのものである。旧七月初一日に冥界の孤魂が悉く陽間に出てきて（開鬼門）、同月三十日（閉鬼門）まで各所を徘徊し、饗應を要求する。これに応えなければ祟りがあるが、厚く饗應すれば招福、平安、治病に靈験があると信じられたからである。

鈴木清一郎が指摘しているように、普渡には「公普」と「私普」の二種類がある。⁽²⁾ 前者は旧七月中の一定日時に、一定

地域の全員が天秤棒で供物を担って一定の祠廟に集合し、道士や劇団を招いて執行する共同饗應である。⁽³⁾ これにたいし後者は村落ごとに一定した期日があり、その日一斉に行うが、あくまで各戸単位で孤魂を饗應するものであり、道士や劇団を招くことはない。公普、私普については既に幾例か報告がなされているので、ここでは記載を省略し、報告例の少ない「拝門口」のみについて記述する。

私普は地方によつては行われず、それに代つて「拝門口」と称する簡単な儀礼が行われることがある。小部落、あるいは公厝（寮には廟を建てず、廟の代りに公厝を建てる）のない部落では、おおむね祭醮以外には普渡を行わず、旧七月には拝門口だけを行うようである。拝門口も各戸単位で行う儀礼であり、道士ならびに劇団などがこれに閲与することはない。拝門口は午後四時すぎに行われる。台南郊外の例によると、門口にテーブルを出し、その上に図1のごとき配列で供物を置くが、供物のうち箸と杯各七組、煙草、楡榔、水果四皿、香炉、花瓶、三牲ないし五牲（豚肉は必ず加えるが、他は鶏、家鴨、魚、蟹、蝦、卵から任意のものを撰び、合計三品ないし五品とする）、米飯、餅、十二紙衣（男子用六、女子用六）、金銀紙、女物は不可欠とされる。以上のほかは任意の品を供えるが、多くの家では当日家族のために料理したものをお器に盛つて供えるようである。祭品のうち女物というのは、女性の孤魂に与えるものであり、腕輪、耳飾、櫛、簪、靴、あるいは纏足に必要な脚白、色褲を模した切紙類を一枚の紙に貼りつけたものである。また男性の孤魂に古風な煙管の紙製品を供える家もある。

次にテーブル前面に水をはった洗面器と手拭いを置く。その位置は地方によつて差があり、例えば高雄県茄萣郷では中央、台南県西港郷では左寄りとされる。さらにテーブルに向けて、馬、戯仔合計二個の紙製品を置く。馬は白馬の紙製品であり、「觀音仏祖」が来臨してこれに跨ると信じられている。戯仔は芝居の舞台を模したものであり、舞台前列に福禄寿三仙が並び、後列は「狄青斬王天化」という芝居の一場面をあらわしている。⁽⁴⁾

図1. 拝門口における祭壇の供え物（茄萣郷の一例）

米	餅	食	品
金銀紙	紙紮品	女	衣
花瓶	香爐	三(五)牲	
水果	水果	水果	水果
煙草	檳榔		
杯箸	杯箸	杯箸	杯箸

図1. 拝門口における祭壇の供え物（茹菟郷の一例）

							米 飯 食 品
紙 紙	金銀紙	女 物	紙 納品	三(五)牲	花 瓶	花 瓶	
衣				香 爐			
					水 果	水 果	
						水 果	
杯 箸	杯 箸	杯 箸	杯 箸	杯 箸	杯 箸	杯 箸	杯 箸

これら供物は午後四時頃から約一時間近く門口に放置され、その間線香を三回（毎回三本）ともし、米酒もしくはサイダーが三回つがれる。また各戸の年長者がテーブルの内側に立ち、道路に向い「中元公、觀音菩薩、包老爺、わが家に平安が続きますよう」と唱え家人一同礼拝する。中元公はいうまでもなく地官二品（清虛大帝）のことであり、また包老爺とは主鬼神の一人であり、頭に角が生えているのが特徴であるとされる。一人時間すると金鼎（鉄鍋）に金銀紙、紙衣、女物、馬、戯仔、その他紙納品を移して焚化し、金鼎の周囲に水をまく。この水まきは「ガンティイ」とよばれ、孤魂にたいし供物を贈与し、決して取戻したりはしないという意味がある。その後供物を下げ、家人の食事となる。要するに、拜門口は孤魂にたいし顔や手足のよごれを落し、さっぱりした所で趣好品や御馳走をすすめ、芝居を楽しんでもらい、帰りには金品を土産に贈り満足してもらおうとするものであって、その本質は普渡とかわりないのである。なお拜門口は旧七月一日、十五日、三十日の三回行うのがたてまえである。

以上のごとく旧七月における孤魂供應には公普、私普、拝門口の三種類が認められるのであるが、このうち民衆道教の社会機能として注目すべきことは公普の日程である。公普は中元祭ともよばれるため、中元節すなわち中元地官誕日であ

る旧暦七月十五日を期して一斉に行われるものと思われがちであるが、少なくも台湾省に關するかぎりそれは正しくはない。公普を行う期日は部落ごとに旧慣により一定した期日があり、しかも一郷という狭い範囲においても、公普期日が相互にずれているのが眞実である。次に高雄県茄萣郷、湖内郷、台南県西港郷についてその実態を具体的に検討してみる。

茄萣郷は砂浜に立地しており、農業的色彩は全く薄く、基本的には漁業、塩田、サバヒイ魚塭（養魚場）の町であり、附隨的に小売商業と台南市にたいする魚、野菜行商がみられる。茄萣郷は四地域に大別されるが、公普は先づ七月十四日、金鸞宮（保定村内）において、下茄萣五力村（嘉定村、保定村、大定村、光定村、吉定村）のそれが行われ、次いで翌十五日には白沙崙三力村（福德村、万福村、白雲村）が万福村内の万福宮において公普を行う。また同日、頂茄萣六力

期日	場所	村名	大姓
初10日	慈濟宮	文賢村	曾・葉
		中賢村	吳・林
		逸賢村	李
		葉厝村	葉
		劉家村	劉
		海埔村	李
	真碧宮	海山村	劉
15日	海山宮	田尾村	謝
		劉家村	劉
	忠興宮	海埔村	李
16日	清水寺	海山村	劉
		忠興村	蔡
	三興宮	葉厝村	葉
20日	觀音亭	海埔村 (陳・鄭2姓)	李・劉
		太湖村	林
24日	福安宮	公館村	蘇・陳
		大爺村	蘇・陳
26日	慈雲寺	文賢村	吳
		中賢村	林
		逸賢村	曾・葉

表1. 公普の期日ずれ（高雄県湖内郷のばあい）

公普期日のずれは茄萣郷における特殊現象ではなく、隣接する湖内郷においても認められる（表1）。これは基本的に農村であり、魚塭は

公普期日のずれは茄萣郷における特殊現象ではなく、隣接する湖内郷においても認められる（表1）。こ

ごく一部にとどまる。湖内郷では旧七月初十日に文賢、中賢、逸賢、葉厝、劉家、海埔、海山、以上七カ村が中賢村の慈濟宮（主神は保生大帝）で公普を行い、また同日田尾村では真碧宮（主神は中軍元帥）で公普を行うが、他村では全く公普が行われない。次いで七月十五になると郷内二カ所で公普が行われるが、一は海山村の海山宮（主神は媽祖）において劉家、海埔、海山の三カ村が行うものであり、他は忠興村が村内忠興宮（主神は三候群馬千歳）に集合して行うものである。そして他の九カ村においては何の行事も行われないのである。

翌十六日になると葉厝村の公普が村内清水寺（主神は清水祖師）において行われ、また海埔村のうち陳、鄭二姓のみによる公普が村内三興宮（主神は二王爺）で行われるが、この日郷内他の十一カ村においては行事がないのである。続いて二十日になると、太湖村の公普が村内觀音亭で行われる。さらに二十四日には、公館村、大爺村の公普が大爺村にある福安宮（李、池、朱三千歳）において行われ、最後に二十六日、文賢、中賢、逸賢の三カ村が文賢村の慈雲寺（主神は觀音菩薩）において公普を行うと、湖内郷における公普が一切終了するのである。かくのごとく湖内郷においても公普は村ないし姓により期日ずれのあることを認めることが可能である。海山村のばあい、陳、鄭二姓は同村の大姓である李、劉二姓に比較して来住が新しいため、別個に公普を営むものである。また村によつては公普を二度行うが、回数が多くれば多いほど利益があると考えられているためである。なお一九七二年以後は節約奨励の見地から官庁が公普の規制に着手し、湖内郷では全村が七月十五日慈濟宮において一回限り公普を行うよう統合されたが、これは伝統的なあり方ではないのである。

次に純農村の例として、稻作、甘蔗、甘薯の村である台南県西港郷をとりあげてみる。同郷は一八七一年現在一三カ村から成り、三、五七九戸、二二、八八二人の戸口を有する。ここでは下西厝（三樂村）、太西・中周寮（樣林村）、砂四仔・新寮（金砂村）、劉厝（劉厝村）、新港（新復村）、以上七部落において公普が行われない。前述のとおり、小部落や公

期日	廟名	参加村落	村戸落数	村人落口	村落の大姓	村落民籍
初7日	姑媽宮	八份村八份	154戸	959人	陳	大部分漳州
14日	中港公曆	中東村中港	141戸	995人	黃	大部分泉州
		中東村東港			曾	同上
	鳳安宮	樣林村樣子林	379戸*	2,550人*	謝	大部分泉州
15日	廣慈宮	三樂村烏竹林	166戸**	1,013人**	謝	大部分泉州
	懿德宮	三樂村双張廍			曾	大部分泉州
	保安宮	劉厝村蚶西港	266戸†	1,679人†	黃	漳州 8割
	土地公廟	竹村林大竹林	301戸	1,853人	郭	大部分泉州
16日	慶安宮	西港村西港街 西港村堀子頭 西港村瓦厝内 西港村茄苳脚	合計 729戸	4,360人	雜居 徐 吳 李	漳泉各半 大部分泉州 同上 同上
		南海村南海埔		1,449人	黃・林	泉州 6割
		永樂村公曆	234戸	1,662人	郭	大部分泉州
28日	普護宮	後營村	310戸	1,962人	蔡・方・林	泉州 6割強
		營西村	276戸	1,774人		

表2. 西港郷における公普期日。*同村太西、中同寮の戸口を含む。**同村下面
厝の戸口を含む。†同村劉厝の戸口を含む。

厝のない部落では拝門口だけに止め、普渡は祭醮期ないし做戯以外には行わないという原則に従っているのである。他の公普を行う部落についてみると、表2に示すごとく、五日にわたり、一〇カ所に分れて公普を行つており、全郷一齊に行なうことはないのである。すなわち初七日に姑媽宮において行われる八份部落の公普にはじまり、十四日は中港の公曆と鳳安宮の二カ所において、また十五日には廣慈宮、懿德宮、保安宮、土地公廟の四カ所において行われる。続いて十六日には慶安宮と永樂村の公曆において行われ、最後に普護宮において後營村、營西村の公普が行われるのであり、公普期日のずれが明白に看取できるのである。

この期日ずれ現象は何によるのであるか。祖籍、廟、主神などの差によるも

のでないことは表1、表2を検討することによって明瞭となる。期日ずれは社会的な意図を有するのであり、期日ずれを設定することによって、公普を行う際、自村落外に住む親類、知人を招待し、また相手の公普に招待され、相互に訪問して親交を深めるいわゆる「互相拝訪」を行うのに利便を供するためのものである。孤魂を祀る宗教上の都合よりは人間の側に大きな意味あいをもつのだといえる。公普は台湾でいう「有肉戯」であって、各戸で馳走が用意され、醵金によつて芝居が演じられる機会である。いわゆる「無肉戯」の行事では芝居上演はなく、僅かに親類の婦女が招かれる位であるが、「有肉戯」の公普では自村落外から何人かの客が招待される。有肉戯のうち祭醮に際してはより多数の客が招待されるが、祭醮は一年一回（麻荳例）の方が少なく、不定期であるか、三年一回（西港郷）、六年一回（柳營例）、あるいは十二年一回（閔廟例）など間隔を置くのが普通である。従つて互相拝訪の目的からいえば、毎年繰返される有肉戯である公普と自村落にある廟の主神誕日が重要な意味を有することになる。招待客数からいえば、公普より神誕日の方が多い。招待客は平素親交のある友人、世話になつているもの、取引先、勤務先関係者、親類その他にわたるが、自村落外の異姓に重点のあることが大きな特色となるのである。そのためにこそ期日を意図的にずらし、相互訪問をしやすくしてあるのである。

しかば、何故自村落内に居住する宗族（同姓血縁）以外に、近隣の自村落外に居住する異姓と親交を深める必要があるのであろうか。台湾農村においても同族結合のもつ社会的機能の重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはないのであるが、個々の家における社会関係の実際は、自村落の同族を離れて自村落外に居住する異姓と強固に結びつくこともまた否定しがたい事実なのである。この意味において台湾農村における同族結合は現実としてはかなり開放的性格を具備しており、同族の閉鎖的な一体感あるいは協同意識は認めにくいのである。それでは台湾農村が何故自村落外に居住する異姓との社会的連繋を志向するのかが問題になつてくる。これについては、台湾西海岸平野部に中国人社会が成立する

に至つた歴史的背景のほかに、台湾農村家族における社会的、経済的特色、さらに農業労働力交換の特性など、諸理由がそこに投影しているものと見られるのである。

佐々木正哉氏は台湾における天地会の成立背景を論じ、康熙台灣縣志卷一の記事によつて、台湾が清朝の版図に入つた当時、新開地における華人社会は異姓雜居が支配的形態であったことを指摘し、中国本土におけるがごとき同族内統制と扶助の原理が欠如していたところから、それを補完する手段として異姓が相互に結婚することによつて擬制的な同族関係を結び、それによつて平等、互恵の結束をかため苛烈を極めた移住先台湾での困難を克服したとしている。⁽⁵⁾その後においても新しい開拓地を求めて転々と進出することが繰返されたところから、台湾農村は一村、一郷内に異姓が雜居する傾向を濃厚に示したのであり、今日でも一姓は僅か一部落の範囲内で集団を形成するというばあいが多いのである。従つて佐々木氏の指摘したとおり、相互扶助の確立は自村落において完結することを困難にし、むしろ自村落を離れて近隣の異姓集団に向わざるをえない伝統があつたといわねばならないのである。またかかる歴史的理由以外に、台湾農村の家制度自体のなかにも、異姓集団との連繫強化に向わせる諸理由が見出せる。

別の機会に述べたように、台湾民家建築に共通的な特色は、中心位置に厅堂（正厅）を配置した逆凹字型平面プランの住居である。そして拡大家族の形成と均分相続に伴う分裂に呼応しながら消長をとげる所以であるが、そのいづれにおける段階においても厅堂は住居の中心位置を占めており、（中農以下のはあいそのピーク時において）父、子、孫の三代にわたる父系血縁集団が厅堂を中心にして居住するのである。しかも単一の生産、消費単位を構成するのである。結合の韁帶が血縁意識、共通祖先意識であつてみれば、まさしく厅堂は住居の中心位置になければならないのである。旧社会における家制度に対応した住居であり、かつ家父長制度の物的中核であつたと称すべきものである。⁽⁶⁾しかしながら、かかる居住形態を静止的に捉えて公式どうり強固な家族関係が確立していると思ふのは早計であつて、実際に

は労働分担の強弱、些細な問題に端を発する感情上の齟齬などによつて成員間に緊張状態が生起しがちである。また父母在世中に均分相続が顕著に行われ、次々と新しい分枝としての房を生みだす傾向が強かつたことなど、決して安定したものではありえなかつたのである。このためクランにおいても、クランの分枝である房以下のレベルを取り上げてみても、相互扶助の基盤としては必ずしも十分依拠するに足る存在とはなりえなかつたのである。このため近隣に居住する父系血縁以外の集団あるいは個人との親誼関係を強化する必要があり、その関係を不斷に強化するため互相拌訪が重要な意味をもつに至つたのだと考えられるのである。

またベルナード・ゴーリンが彰化県内の水田地帯において行つた調査によれば、そこでも祭礼の期日ずれによつて互相拌訪が計られていることが判る。ゴーリンは期日ずれの具体例をあげていないが、互相拌訪の重要な相手先として自村落以外のしかも近隣に居住する親戚、そのなかでも母党ならびに婚族の存在をあげている。そして母党、婚族との結合に重要な契機をあたえるものとして稻作に伴う労働交換などをあげている。すなわち田植えにあつては灌漑時差のない自村落内の同族より、灌漑時差のある他村落の異姓の方が収穫時差になるし、また台風襲来によつて稻を至急刈りとる必要が生じた際にあつても、収穫時差のある他村落異姓の方が収穫時差のない自村落の同族よりは頼になる労働力であるとしている。⁽⁷⁾また筆者の調査した台南県に関しては、他村落異姓との親誼関係は通婚上においても必要であると解答した例がある。異姓雜居と同時に祖籍を異にするものが雜居する関係上、その差違に応じて婚俗上に差異があり、相手村落に親誼関係を結ぶものがあつて助言を与えなければ、婚礼が円滑に進行しないというのである。表3は鈴木清一郎、蘇同炳によつて、台湾省人の二大祖籍である漳州府（竜溪、漳浦、詔安、平和、南靖、長泰、海澄七県）ならびに泉州府（晋江、南安、惠安、安溪、同安五県）出身者について葬礼に関する慣行の差違を表示したものである。⁽⁸⁾同じ福建省南部からの移住者であつても葬礼にこれだけの差異があり、なお生活慣習一般にも及ぶであろうことを考えると、この理由もまた否定しがたいところ

表三 忌喪における祖籍別の差違

葬礼 祖籍	脱孝	除靈	安位	合炉	新忌	掃墓
	喪明け。着物ない し帽子につけた喪 章をといて焼く。	仮設した靈位(堅 靈)を取除く。但 し香炉・魂帛を残 す。	香炉と魂帛を正序 の神位の傍に置く。	香炉後第一回の命 日に行う祭祀	墓参し、この日春 餅を食す。一部に 洗骨。	
泉州	一週年もしくは二 週年 のうちいづれか	二旬、三旬、五旬 七旬、一〇〇カ日 力日に除靈とともに を行う	七旬ないし一〇〇 半なら、六月の収 穫後。 (イ)一年忌が年の後 半なら10月の収穫 後。 (ロ)一年忌が年後 12月なら12月に。	(イ)一年忌が年の前 三週忌すなわち二 年後 (ロ)一年忌が年後 12月すなわち三 月三日	清明節すなわち冬 至より一〇五日目	
漳州	満三年	脱孝と同時 同時に行う。	三年すぎに除靈と 満四年目			

があるのである。かようないくつかの要因によつて、個々の農村家族は村落や同族の範囲を超えて近隣の婚族や友人に結びつくるのであって、少なくとも台湾においては同族結合が強固な閉鎖性を持続することを事実上困難にしているとみられるのである。かくて農村生活における同族結合に補完的役割を果す族外との社会関係強化手段としての互相探訪が意味をもち、有肉戯にぞくす年中行事、祭祀がそれに利用されるわけである。民衆道教が宗教目的とは別に伝統秩序あるいは封

建社会における社会関係の上で無視しがたい役割を果していった事例は既にこのシリーズにおいて幾例か指摘してある。公普もまた孤魂を饗應する宗教目的以外に、自らの社会関係維持にかかわったのである。

二

民間信仰的な民衆道教の行事が社会関係の維持に関与した例は、旧七月の孤魂饗應のうち、「搶旗」ないしは「搶孤」と称する別の行事においても認められるところである。この行事は宜蘭県頭廻、海山県板橋、土城のそれが有名であったが、なお他にも南部台灣において慣行されたものであり、普渡のみならず廟宇落成醮などの際に行われていたのであるが、危険な行事であるため早くから禁止されており、いづれのばあいを問わず、今日搶孤の行事を見ることはできない。

要約していえば、空地に丸太の四本柱を立て、高さ二間ないし六間程の個所に棚（孤棚）を組み、そこに金牌、銀牌、山海の珍味を並べ孤魂を饗應するのである。その後、ドラの合図で人々は先を争つて丸太をよじり登り、棚上の供物や彩旗を奪取するのである。孤魂が饗應にあずかる以前またはその最中に群衆が殺倒して供物を強奪するので、孤魂は人間に辟易して祟りを及ぼさないというのである。ただし孤魂が十分食べ終らぬうちに搶孤を開始すると、その年は祟りによって安泰でないとする地方もあつたようである。⁽⁹⁾

重要なことは、孤棚の供物を奪いとつたものはその年最大の幸運に浴するとされたことである。ことに彩旗三本は海上安全の守護符として重んぜられ、船舶関係者は値を惜しまずそれを買い求め、船に掲げて航行したとされる。このため幸運を求めて多数が入り乱れて孤棚に殺倒し、死傷者を生ずることがあつた。⁽¹⁰⁾しかしその混乱が鎮静するのは、競争の勝利者は神明が最も嘉し賜うものであるとして衆人が納得するからに外ならない。これを仮に競争すなわち「搶」の原理とするならば、旧社会ではこの原理に従つて二人以上、二団体以上、あるいは一村以上の社会関係に調停機能を与え、秩序を

与えていることが多かつたと思われる。例えば香港の村落内において誰がその年の祭礼世話人となるか、あるいは誰がその年守護神の守役となるかを決定するなどの選舉に當り、神明の壇前で全員が擲筈を試み、その結果によつて選出するのである。神明の最も愛でたたえるものを擲筈の競争形式によつて知るのであるから、大きな遺恨、確執を残すことなく人選をなしたわけであり、神明の名による搶の原理が作用して秩序だてを与えていたといわなければならぬのである。

台湾の搶孤は廃絶したが、それに相当する「搶鮑山」の行事は香港の離島長洲に残つており、この行事によつて神明の愛であるものが競争の勝者となるとする搶の原理をよく確認することができる。⁽¹¹⁾ また香港では「搶炮」と呼ぶ別の行事においても、搶の原理を見出すことができる。搶炮は今日その原義が変化しているので、ここに本来の在り方を書き留めておこうことにする。炮は「花炮」のことであり、花炮とは神像を乗せた美麗なる台座の意味である。香港在住の欧人はこれをPortable ShrineとかFloral Shrineと呼ぶが、日本風にいえば花御輿ともいうべきであろう。花炮は廟ごとに定数があり、これを保有する権利が毎年祭礼時に更新されるのであって、その権利を競争して獲得する行事が搶炮である。

花炮は普通高さ三メートル前後であるが、時には見上げんばかりに高い花炮もある。頂上に保有者の堂名を記し、その下に紫微（門口守護神）、竜頭、蝴蝶、蝙蝠、花梨、紗灯（時灯、花灯）、鏡、竜柱頭、鳳凰、孔雀、福祿壽三星、觀音、天女散花、哼哈二將、閔羽、張飛、閔雲長などの紙紗を飾りつけたものであり、華麗に仕上げてある。⁽¹²⁾ 酸枝木でつくった花炮は一座につき邦価六十万円以上するといわれる。その費用は権利保有者の負担となるのであるが、それにもかかわらず花炮の権利を競うのは、花炮を自己の住宅、店舗あるいは団体に迎え「行宮」として安置するものは、守護神同居についてその年地域社会住民のうち最大の幸運にあずかると信じられていたからである。

搶炮は土地公廟（旧二月初一日）、天后廟（旧三月二十三日）、譚公廟（旧四月初八日）、洪聖廟（旧五月十三日）、觀音廟（旧二月十九日、十一月初六日および九日）、などにおいて各々（ ）内に示す誕日に行われた。そして何某堂と呼ばば

れる花炮会が地域単位、同業者団体、武技結社単位で結成され、廟ごとに連合組織を持つた。新界の農産物集散地である元朗には、古く挙社炮会と呼ぶ連合組織があり、共同で天后廟を維持し、天后誕日における搶炮を管理した。挙社とは連合祭祀のことである。挙社炮会は次の四組に分れ、一組づつ交替でその年の当番を勤めた。加入村落は珠江口東岸に沿う水稻二期作の村々を包括し、大姓鄧氏を中心にいくつかの宗族が雜居しながらも、十八郷と呼ばれる自然発生的な自治単位をなしていた所である。

第一組 南辺圍、大橋圍、楊屋村、西辺圍村。

第二組 東頭村、蔡屋村、英竜圍、大圍村、黃屋村。

第三組 山貝村、馬田村、上油田村、下油田村、港頭村。

第四組 白沙村、水蕉老圍、水蕉新村、大棠村、塘頭埔村、黃泥墩村、紅棗田村。

挙社炮会における花炮定数は十七台であった。この権利決定には広州製の大型爆竹（直径四インチ、高さ七インチ）を使用していた。爆竹（炮竹）の内に細い竹管（炮胆）をしこみ、そこに火薬を詰め導火線（火薬引子）をつけたものであるが、通常の爆竹と異なる特色は竹管に鉄環一個を結びつけたところにある。点火すると爆竹がはじけるばかりでなく、鉄環が高く舞上るので、この鉄環を奪い合い、その取得者を花炮の権利者とするのである。鉄環を標と称するのはこのためである。この競争形式によって十七座の花炮を次々に競うのであるが、特に第三炮は「丁財炮」と呼ばれ最も熱望されたのである。幸運なる勝者は廟内で標と引換えに花炮を受領し、かつ饅頭五十個、紅包（五十セントりの祝儀袋）を得て帰還するのである。勝者が団体であれば、晩に慶功宴を開き、花炮の装飾となっている紙紗品を一点づつ競売に付する。各々縁起の良い文句があり、蝙蝠の紙紗を「五福帰堂」、薑を「滿堂子孫」と叫んで競売にかけるのである。いずれも縁起物であるところから、各々市価の何十倍もの御祝儀相場がつくことになる。その収入は預託され、翌年の経費に繰

越される。一ヵ年して再び搶炮の日が来ると、花炮を新調し、何某郷帰あるいは何某炮会帰還と書いた布片をつけ、饅頭、紅包をそえて廟に「還炮」するのである。勝者が個人であっても、翌年新調の花炮を返還することにかわりない。このように民衆道教神誕日における花炮権利の更新も競争によつたのであり、その勝者は民衆道教神がその人、その団体を最も好ましく思つた結果であるとするところに、二姓以上、二方言グループ以上、二業以上、あるいは二村落以上の異質な集団をふくみながら搶炮が確執を最少限度に制約したわけである。

爆竹による搶炮は太平洋戦争後香港では禁止されている。元朗では一九四九年に危険防止を理由に爆竹による搶炮を廃止した。以来、登記抽炮方式と称し、一枚二香港ドルの「抽票券」を前売りしておき、当日鉄箱に「標」をいれておき、抽票券と引換えに標をとらせ、それに福とあればはずれとし、標とあれば当選としている。花炮定数は一九五三年に二一台、一九六三年に二六台と増加している。爆竹方式から抽票方式への変化は危険防止が理由となつてゐるが、事実は戦後ににおける人口流入によつて十八郷の全体構造に社会的、経済的变化を生じ、搶の原理がもはや機能しなくなつたためであろう。現在元朗には十三炮会があるが、四組時代とちがつて同業組合、工場、商店街を母体とする例が多く、また従前みられなかつた潮州人炮会が出現するなど、新界における社会、経済变化をよく反映している。⁽¹³⁾

他地区的搶炮は、モーガンが指摘しているように、三合会系暴力組織が各廟の花炮に目をつけたため、搶炮が各暴力組織による勢力争いの正念場となつた。このため政府が爆竹による搶炮を禁止するに至つたのである。⁽¹⁴⁾このため亜公岩の譚公廟では、譚公廟聯合会が協議し、過去一ヵ年間廟の維持に熱心であつたものの順序を決め、それに応じて花炮の権利を与えてゐる。原義は著しく後退したといわねばならないのである。

本稿では民衆道教儀礼に附隨する旧暦七月の行事二例をとりあげた。すなわち公普ならびに搶孤である。前者はその期日ずれを設定することにより互相拜訪を意図しており、また後者は香港における類例（搶炮、搶鮑山）の援用によつて、

紛糾なき選挙を行わんとしたものである。いづれも宗教行事であると同時に旧社会における社会関係に深く結びつく側面を有した。異姓雜居社会における民衆生活の知恵を行事の背後にうかがうことが可能であるが、いづれのばあいも神仙の権威をかり、あるいは神明の名において円滑かつ安全な社会関係を企図する点に特質を有するのである。民衆道教儀礼ないし行事が現世利益の追求に常に深くかかわり、信仰それ自体の側より人間の側に主体が置かれ、現実生活と表裏してきた特質はあらゆる機会に認められるところである。その意味において民衆道教は信仰であると共に旧社会そのものであつたといえよう。迷信からの解放を標榜する新中国がこれを牛鬼蛇神として排除するのも、迷信であると同時に旧秩序そのものであつたために外ならない。なお、本報告をもつて「民衆道教の周辺」と題する報告シリーズを終りとするが、この間御指導いただいた道教儀礼調査団の諸先生ならびに調査に御助力下さった諸氏にたいし厚く感謝の意を表したい。

本報告は昭和四十九年度科学研究費による海外調査（道教儀礼の調査、代表者大渕忍爾）の成果の一部である。

註

(1) 拙稿『台灣の一漁村』「民族学研究」第三六巻、第一号、一九七一年

(2) 鈴木清一郎『台灣旧慣、冠婚葬祭と年中行事』、台北一九七一年、貢四四七一四五

日八日は旧七月一日に相当する。皮影戲がなぜ旧七・八月に限定されるのかは未だ解明されていない。家礼戲ががんらい死者儀礼に関与した歴史を有するのかも知れない。

(4) これら紙繁品は、竹ヒゴの枠に、印刷された紙を貼りつけて作ったミニチュールである。紙料店で製作して発売する。

(3) 戲班のうち、台灣南部の旧七、八月は皮影戲のシーズンに当る。このため皮影戲は各地を転々と移動して影絵を上演して廻る。昨夏、張徳成氏（東華皮戯団）は、八月二十一日、二十二日に大寮郷渓寮村と林園郷港仔、同月二十三日高雄市内、八月二十四日、二十五日に大樹郷、二十六日高雄市内、二十八日林園郷汕尾村、二十九日汕尾王爺村と巡回している。この年八月

紙の印刷は、紙符同様、がんらい木版多色印刷であった。嘉義県の金銀紙店林春丙氏によると、版木は柚木（ザボンの木）を用いた。クスはひび割れを生ずる。印刷台は中央に空間をつくり、一方に版木を固定し、他方に紙束を置き、煉瓦で固定する。次に版本にブラシで色（黒色には油煙を用いたが、現在は墨汁となる）をつける。次いで外側から紙を版木上にあて馬連

で摺るのである。印刷されたものは順次すき間の部分にたらし
て置き乾燥させるのである。もし多色木版刷りであれば版木を
換えて、同様の方法で刷っていくのである。紙はおもじで固定
してあるから、それを生ずることは少い。たしかかる木版に
よる印刷は台湾においてもすたれており、多くはオフセット印
刷に変化している。

(5) 佐々木正哉『清末の秘密結社』前篇、東京 一九〇七年、
頁一一一一一一

(6) 抽稿『台湾——拡大家族の増殖住居』「都市住宅」第九三
号、一九七五年

(7) Bernard Gallin, Matrilateral and Affinal Relation-
ships of a Taiwanese Village. American Anthropolo-
gist, Vol. 62, No. 5, 1960

(8) 鈴木清一郎、前掲書、頁一一六、一一六一—一一六三

蘇同炳『台灣今古談』、台北 一九六九年、頁一一一一一四

(9) 鈴木清一郎、前掲書、頁四五二—四五五

(10) 同前

(11) 抽稿『香港中国人の宗教思想の一端について』「史学」第
四十卷、第二、三合併号、昭和四十一年

(12) 紙紮のうち「哼哈」二将は、哼将（周の督糧官鄭倫）と哈將
(殷の督糧官陳奇)のことであり、「封神榜」第七十四回に両

者が戦う場面があり、これをあらわしたものであろう。両者とも「火眼金睛獸」にのり、哼将は降魔杵を持ち鼻から白光を噴
出するのである。

出して人の魂魄を吸引し、哈将は手に蕩魔杵を持ち、口から黄
氣を吹いて相手の魂魄を自散せしめる。また鳳凰は好事成雙、
百子千孫の吉兆であり、孔雀は孔雀開屏すなわち金玉滿堂のシ
ンボル、蝙蝠は五福帰堂、蝴蝶は八十の長寿を象徴するもので
ある。

(13) 元朗の十三炮会は次のとおりである。(1)元朗聯合花炮会、

(2)秀麗廠花炮会、(3)廈村鄉花炮会、(4)合意花炮会、(5)誠意花炮
会、(6)聯福堂花炮会、(7)合衆花炮会、(8)五和堂花炮会、(9)元朗
鮮魚行花炮会、(10)元朗潮僑花炮会、(11)南邊圍花炮会、(12)虹水橋
花炮会、(13)合和花炮会。

(14)かかる(三合会系)全結社、なかんづく「和」ならびに
「東」集団にとって絶好のカクレギノとなつたのは花炮会であ
る。華人が土地公、觀音菩薩の誕生日を祝うのは慣例であつた
し、今日でもそうである。一九四八年になつてからでも、これ
らの祭礼は饗宴、參詣ならびに一般的な祝賀の機会であり、お
びただしい群衆がこれら神廟、なかんづく紅磡觀音廟、西環土
地公廟へと群がつて行ったのである。諸々の祭礼中、最も熱狂
的に期待された行事は、焼炮すなわち神名、廟名を刻みつけた
竹片をしこんだ爆竹に点火することであった。焼炮地点には各
種ギルド、聯合会代表が整列し、爆竹から竹片が打ち出される
やいなや、竹片を獲得せんものと争うのである。竹片を入手す
ることはめでたい前兆であり、大いなる榮誉と考えられた。勝
者となつた聯合会は竹片と、ふつう向う一ヵ年間譲渡される

「神の花炮」の保有が認められ、かつ翌年の祝賀行列で栄誉ある位置を占める資格が与えられるのである。廟の当事者にとても御機嫌な機会であった。というのは、勝者となつた聯合会がたんまり現金を奉納する義務を負い、また勢威のほどをひけらかす宴席を用意するからである。觀音も土地公も三合会メンバーによつて崇拜され、彼らはこれら祭礼に参加するため彩旗をかざし大挙して繰り出した。しかしながら公衆の面前で烏合の衆を示すだけでは十分でなく、各秘密結社とその支部は、他結社にたいする優越性を示すことに腐心し、（花炮の）標がこの優越性を象徴するに至つた。標の争奪は暴力的な流血争いと化し、廟当局は花炮の数を増加することによって阻止しようとしたが、結社は祭礼をおおっぴらな争いの場とし続け、結果的に香港政府は干渉せざるをえなくなり、祭礼におけるこの部分を禁止したのである。かかる神誕祝賀、とくに旧二月一日の土地公誕は、三合会が会員の年次総会に利用し、ふつう大宴会が準備され、宴席において向う一ヵ年の幹部が選出された。

(W.P. Morgan, Triad Societies in Hong Kong, Hong Kong 1960, pp. 68-69)

前号訂正

頁三、十四行目 有憂樹を右憂樹とする